

第9条 代表役員はこの法人を代表し、その事務を総理する。

第10条 この法人の事務は責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等する。

第2節 代務者

第11条 次のいずれかに該当するときは、代務者を置かなければならない。

- (1) 代表役員又は責任役員が死亡、辞任、その他の理由によって欠けた場合
- (2) 代表役員又は責任役員が病気、旅行その他の理由によって、3月以上その職務を行うことができないとき

第12条 代表役員の代務者は責任役員の互選により定め、責任役員の代務者は、会員のうちから責任役員会において定める。

第13条 代務者は、代表役員又は責任役員に代って、その職務を行う

第14条 代務者は、その置くべき理由が消滅したときは、その職を退くものとする。

第3節 仮代表役員及責任役員

第15条 代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、代表役員以外の責任役員の互選により仮代表役員を定める。

2. 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合は、会員のうちから責任役員会において、その議決権を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選出するものとする。

第4章 財務

第16条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。

2. 基本財産は、次の資産のうちから設定する。

- (1) 土地、建物、その他の不動産
- (2) 公債、社債、その他の有価証券
- (3) 基本財産として指定された寄付金その他会員総会で基本財産に編入した財産

3. 普通財産

- (1) 基本財産以外の財産、財産から生ずる果実、会費、用途を指定されない寄付金その他の収入

第17条 基本財産の設定又はその変更をしようとするときは特別議決（会員総数の2分の1以上の出席によって成立し、その4分の3以上の議決を要するものとする）を経なければならない。

第18条 基本財産たる現金は、普通財産と区別し、確実な銀行に預け、その他に適切に管理されなければならない。

第19条 下記に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会の議決を経た後、その行為の少なくとも1月前に会員その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものであり、又は全面積の10分の1以下のものである場合及び第5号に掲げる行為が1月に満たない期間に係るものである場合は、この限りではない。

- (1) 不動産又は基本財産を処分し又は担保に供すること
- (2) 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く）又保証すること
- (3) 主要な境内建物の新築・改築・増築・移転・除却又は著しい模様替えをすること
- (4) 境内地の著しい模様替えをすること
- (5) 主要な境内建物の用途もしくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの法人の主たる目的以外の目的のために供すること

第20条 財産目録は毎会計年度終了後3月以内に、前年度末現在によって作成し、責任役員会の議決を経なければならない。

第21条 この法人の経費は普通財産を以て支弁するものとする。

第22条 予算は、毎会計年度開始1月前までに編成し、責任役員会の議決を経なければならない。

第23条 予算は、経常及び臨時の2分に分け、各々これを科目に区分して歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

第24条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

第25条 予算編成後にやむを得ない理由が生じたときは、責任役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

第26条 決算は、毎会計年度終了後、2月以内に作成し、責任役員会の議決及び会員総会の承認を受けなければならない。

第27条 歳入に剰余金を生じたとき、又は予算外に収入があったときは、責任役員会の議決を経て、これを翌年度の歳入に繰入れ、又その一部もしくは全部を基本財産に編入することができる。

第28条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第5章 補則

第29条 この規則を変更しようとするときは、責任役員の定数の3分の2以上の議決及び会員総会の承認を経て、東京都知事の認証を受けなければならない。

この法人が合併しようとするときも又同様とする。

第30条 この法人が解散しようとするときは、責任役員の定数の全員の議決及び会員総会の承認を経て、東京都知事の認証を受けなければならない。

第31条 この法人が解散したときは、その残余財産は責任役員の定数の全員の議決及び会員総会の承認を経て、決定したものに帰属する。

第32条 この規則の施行についての細則は、責任役員の議決を経て定める。

附 則

1. この規則は設立の登記をした日から施行する。
2. この規則施行当初の代表役員及びその他の責任役員は下記の通りとする。

代表役員（会長）	齋 藤 積 平
責任役員（副会長）	渡 辺 正 治
責任役員	五百旗頭 陽二郎
責任役員	山 田 重 信
責任役員	三 田 了 一
責任役員	森 永 浩 司
責任役員	長 南 雅 夫
責任役員	松 林 亮
責任役員	古 屋 正 明

附 則

1. この規則の変更は、東京都知事の認証書の交付を受けた日平成15年5月14日から施行する。
2. この規則変更の際、現に代表役員にある者は、この規則による代表役員とみなし、その任期は従前就任の日から起算する。

附 則

1. この規則の変更は、東京都知事の認証書の交付を受けた日平成29年11月17日から施行する。
2. この規則変更の際、現に代表役員にある者は、この規則による代表役員とみなし、その任期は従前就任の日から起算する。